

2014年(平成26年)12月17日(水曜日)



Q マイカー自動車通勤の通勤手当の非課税限度額が変わると聞きました。どのように変わつたか教えてください。

A 通勤手当の支給を受けている場合には、その通勤手段により、1か月当たりの通勤手当支給額に対し一定の金額が非課税と取り扱われることになっています。

この度平成26年10月20日に所得税法施行令の一部改正が行われ、マイカーや自転車など交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成26年4月1日以降に支給された通勤手当に遡って適用になります。すでに

支給済みの通勤手当は、拡大された非課税金額の累計を年末調整のときに含めて精算することになりました。また、新たに片道55キロメートル以上の枠が新設されました。ただし、片道2キロメートル未満である場合は全額課税のまま、電車やバスなど交通機関を利用している人に支給する通勤手当も変更はありません。

なお、この非課税金額の適用は、お住まいから会社(事業所)まで最短で通勤した片道の距離数により異なりますので、転居などしているときには最短通勤距離を実測し会社(事業主)に報告し直さなければなりません。

◆お答えいただいた先生◆



神谷 研氏
神谷研税理士事務所
(東海税理士会所属)

「赤ひげ事務所」と呼んでください。どんなことでも、「あっそうだ神谷にちょっと相談してみよう。頼んでみよう。」と頼れる身近で「便利な秘書」。「情報の宝庫」。インターネット会計、海外進出支援、他企業ネットワーク、特殊業種や決算予測会計、資産税にも明るい「安心」事務所です。
<http://kentax.gr.jp>

税理士 神谷 研

●東海税理士会所属

神谷研税理士事務所

〒426-0801 静岡県浜松市東区東町1-1-10 三井住友銀行東町支店ビル1001号室

☎(0566) 77-2099